

○御殿場市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月1日

条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公平委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第3条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(御殿場市個人情報保護条例の廃止)

第2条 御殿場市個人情報保護条例（平成15年御殿場市条例第35号）は、廃止する。

(御殿場市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の御殿場市個人情報保護条例

(以下「旧条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第12条第2項の受託業務(以下「旧受託業務」という。)に従事している者又はこの条例の施行前において旧受託業務に従事していた者に係る同条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第17条又は第21条から第23条までの規定による請求がされた場合(旧条例第35条の2第2項の規定により同条第1項に規定する指定管理者が同項に規定する公の施設の管理を行うに当たって旧個人情報を取り扱う場合について適用される場合を含む。)における旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止(これらに係る旧条例第28条に規定する手数料等を含む。)については、なお従前の例による。

4 第2項の規定は、旧条例第35条の2第1項の規定により旧条例第12条の規定が準用される旧条例第35条の2第1項に規定する指定管理者が同項に規定する公の施設の管理を行うに当たって旧個人情報を取り扱う場合について準用する。

(御殿場市行政不服審査会条例の一部改正)

第4条 御殿場市行政不服審査会条例(平成27年御殿場市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 行政不服審査法の規定によりその権限に属する事項
- (2) 御殿場市公文書公開条例(平成7年御殿場市条例第37号。以下「公文書公開条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関の諮問に応じ、同条例第7条第1項の決定又は同条例第5条の規定による公文書の公開の請求に係る不作為についての審査請求に関する調査審議及び答申
- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項において準用する同条第1項の諮問に対する調査審議

及び答申

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

(第2条第2号及び第3号に係る審査会の調査権限)

第9条 審査会は、第2条第2号及び第3号に掲げる審査請求に係る事項の処理に関し必要があると認めるときは、諮問庁（審査会に諮問をした公文書公開条例第2条第1号に規定する実施機関及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした御殿場市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年御殿場市条例第28号）第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下この条において同じ。）に対し、公文書（公文書公開条例第7条第1項の決定（次条において「公開決定等」という。）に係る公文書（公文書公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）をいう。以下この条において同じ。）又は保有個人情報（個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等（次条において「開示決定等」という。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、第2条第2号及び第3号に掲げる審査請求に係る事項の処理に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 諮問庁は、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

5 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、第1項の規定により当該公文書又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かななければならない。

(行政不服審査法の準用)

第10条 審査会の公開決定等又は開示決定等に係る審査請求についての調査審議については、前条に定めるところによるほか、行政不服審査法第81条第3項の規定により読み替えて準用する同法第5章第1節第2款（同項において準用する同法第74条

の規定については個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えられた規定)の定めるところによる。

(御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第5条 御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年御殿場市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項を次のように改める。

- 2 従事者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施することにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。